

建築基準法関係申請手数料(令和7年4月1日改訂)

表1 型式部材等製造者認証を受けていないもの

(単位:円)

床面積の合計		確認申請手数料		中間検査手数料		完了検査手数料		
30㎡以下		仕様規定	12,000	一般	21,000	一般	22,000	
		適判済	10,000					
		特例あり ※1	9,000					
	構造計算あり	単独	30,000を加算					
		同時申請 ※2	20,000を加算					
		他機関評価書付	15,000を加算					
30㎡超100㎡以下		仕様規定	25,000	一般	30,000	一般	25,000	
		適判済	22,000					
		特例あり ※1	19,000					
	構造計算あり	単独	30,000を加算					
		同時申請 ※2	20,000を加算					
		他機関評価書付	15,000を加算					
100㎡超200㎡以下		仕様規定	34,000	一般	40,000	一般	34,000	
		適判済	30,000					
		特例あり ※1	26,000					
	構造計算あり	単独	40,000を加算					
		同時申請 ※2	30,000を加算					
		他機関評価書付	20,000を加算					
200㎡超300㎡以下		仕様規定	48,000	一般	50,000	一般	48,000	
		適判済	42,000					
		特例あり ※1	36,000					
	構造計算あり	単独	50,000を加算					
		同時申請 ※2	40,000を加算					
		他機関評価書付	25,000を加算					
中間検査及び完了検査に係る手数料の加算額				指定地域※3	5,000	指定地域※3	5,000	

※1 特例あり：建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物になります。

※2 同時申請：確認申請に併せて、構造計算(許容応力度計算等に限る)による設計住宅性能評価、長期優良住宅、フラット35S等を同時に申請する場合とします。

※3 指定地域：阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町の15市町とします。

表2 型式部材等製造者認証を受けているもの

(単位:円)

床面積の合計		確認申請手数料		中間検査手数料		完了検査手数料	
30㎡以下		10,000		21,000		19,000	
30㎡超100㎡以下		19,000		25,000		19,000	
100㎡超200㎡以下		27,000		37,000		27,000	
200㎡超300㎡以下		36,000		45,000		36,000	
中間検査及び完了検査に係る手数料の加算額				指定地域※3	5,000	指定地域※3	5,000

※ 省エネルギー適合性判定等を受けているものに限る

表3 天空率の算定するときの加算額

(単位:円)

天空率を算定するもの	確認申請手数料
	15,000

表4 昇降機を設置するときの加算額

(単位:円)

昇降機(令和6年国土交通省告示第1148号に該当するものを除く)	確認申請手数料	完了検査手数料
1基につき	13,000	19,000

計画変更確認申請手数料

計画変更確認申請手数料は、申請1件につき次のとおり算定します。

- ①当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）を表1又は表2に掲げる床面積の合計とみなして算定した額とする。
- ②昇降機の計画変更、新たに構造計算及び天空率の算定に係る確認申請手数料は、下記の表5、表6及び表7の額とする。
- ③上記①及び②以外の計画変更に係る確認申請手数料は、表8の額とする。

表5 昇降機の計画変更 (単位:円)

確認を受けた昇降機を変更するもの	1基につき	10,000
新たに昇降機を設置するもの	1基につき	13,000

表6 新たに構造計算をする加算額 (単位:円)

床面積の合計	評価書なし	評価書付
30㎡以下	30,000	15,000
30㎡超100㎡以下	30,000	15,000
100㎡超200㎡以下	40,000	20,000
200㎡超300㎡以下	50,000	25,000

表7 天空率の算定 (単位:円)

確認した天空率を変更するもの	10,000
新たに天空率を算定するもの	15,000

表8 ①及び②以外の計画変更をするもの (単位:円)

①及び②以外の計画変更	10,000
-------------	--------